

(案)

医政参発0609第1号
令和5年6月9日

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官
(公 印 省 略)

「医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」及び
「医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストマニュアル
～医療機関・事業者向け～」について

日頃から厚生労働行政に対して御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

医療機関のサイバーセキュリティ対策について、「医療法施行規則の一部を改正する省令」(令和5年3月10日付け産情発0310第2号厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官通知)の「第4 留意事項」において「安全管理ガイドラインに記載されている内容のうち、優先的に取り組むべき事項については、厚生労働省において別途チェックリストを作成し、後日通知する。」とお示したところです。

今般、第16回健康・医療・介護情報利活用検討会医療等情報利活用ワーキンググループ(令和5年3月23日開催)での議論を踏まえ、別添1のとおり「医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」(以下「チェックリスト」という。)を作成しました。また、チェックリストを分かりやすく解説した「医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストマニュアル～医療機関・事業者向け～」を、別添2のとおり作成しました。さらに、別添3のとおり、医療法(昭和23年法律第205号)第25条第1項及び第3項の規定に基づく検査の際に確認する事項等を示した「医療機関におけるサイバーセキュリティ確保に係る立入検査の手引き～立入検査担当者向け～」を作成しました。

貴職におかれては、本通知について、御了知の上、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきよう御配慮願います。